

## 平成12年度「水辺施設」助成事業の募集について

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成12年度の実施事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。多数の応募をお待ちしております。詳細については事務局までお問い合わせ下さい。

### 平成12年度「水辺施設」募集要領

#### 1. 趣旨

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に「アメニティ施設」又は「水辺自然環境施設」を当センターが設置し、市町村に寄贈します。

#### 2. 応募要件

(1) 応募資格 市町村

(2) 応募施設と選定数

「アメニティ施設（東屋、水飲場）」：1カ所

「水辺自然環境施設（トンボ池、湿地、小川等）」：2カ所

(3) 応募対象水辺

河川、小川等の水際又は周辺に水辺施設である「アメニティ施設」又は「水辺自然環境施設」を整備することにより、水辺空間の快適性又は豊かな自然環境が一層向上し、地域住民から期待されている水辺。

(4) 応募締切り 平成11年12月24日（金）

(5) 選定発表 平成12年 4月

#### 3. 応募上の注意

「アメニティ施設」は9,000千円/カ所、「水辺自然環境施設」は4,500千円/カ所とします。

各施設は、当センターが平成12年度に設置し、施設が完成後に市町村に寄贈します。

#### 4. 応募及び問い合わせ先

「水辺施設」事務局 業務部 渡邊、中村

Tel 03-3265-7121 Fax 03-3265-7456

水辺施設の例



「アメニティ施設」の例 あずまや



「水辺自然環境施設」の例 ビオトープ

## リバーフロント整備センターの組織改正について

(財)リバーフロント整備センターは、昭和62年9月に総務部を含め5部22人の体制で業務をスタートいたしました。当時の業務量は、受託業務の案件で見ますと58件でありました。

平成5年頃には、135件にのぼり、業務量の増大に対応し調査・研究の質の更なる向上を図り、調査・研究体制の充実を図るために研究第三部を創設しました。(人員も総勢44人に増加しています。)

今回、平成11年4月1日付けで研究第4部を創設いたしました。これは、平成9年に河川法が改正され、環境が河川事業の目的の一つに明確に位置づけられ、河川整備計画等でも河川の自然環境についての記述が

リバーフロント研究所長 小池 達男  
位置づけられていることもあり、河川事業の中で、自然環境調査の占める位置づけや量が増大してきていることを背景に、環境部門の体制の強化を図るものです。

従来、研究第2部の中で行っておりましたが、ここから独立させ、部長(1人)、次長(1人)体制で人員についても9人(平成10年度末時点)から14人(平成11年7月時点)と増員するとともに、環境を専門とする職員の増強を行っております。

(財)リバーフロント整備センターは、河川環境についてのリーディングセンターとして、今後とも先進的な調査・研究を実施する体制の整備に努めて参ります。